

児童・生徒に対する「わいせつな行為」防止校内ルール

つくば市立みどりの学園義務教育学校

校長 山田 聡

- 1 原則として児童・生徒と教室や特別教室等で外から見えない状態で1対1にならない。相談等ではドアを開放したり、複数で相談に応じたりする。指導上やむを得ない場合は、あらかじめ指導に当たる職員がた職員に対し、児童・生徒への指導をしていること（場所・時間等を周知して行う。）
- 2 教室、特別教室、その他の教室の管理等を適切に行う。外から誰も見えるようにする。
- 3 児童・生徒との私的な電話、メール、SNS等によるやり取りはしない。
- 4 児童・生徒への身体へは、安全確保等社会通念上認められるもの以外、接触しない。
- 5 教育目的外で生徒に性に関することを話題にしたり、質問したりすることはしない。
- 6 わいせつ行為が疑われるときはもとより、室管理が不適切であったり、指導方法が不適切と感じたりするときは、躊躇することなく校長等に報告する。あるいは校内相談窓口または校外通報・相談も窓口へ連絡をする。

◆校内相談窓口

校長、副校長、教頭、学級担任、副担任
生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラー

◆校外通報・相談窓口

・いばらきいのちの電話

・つくば 電話：029-855-1000

・水戸 電話：029-350-1000

・フリーダイヤル 電話：0120-783-556

つくば・水戸：24時間を基本に365日

フリーダイヤル：毎月10日 8:00～翌日 8:00、毎日 16:00～21:00

LINE：第5を除く日曜日 16:00～19:50(受付は19:00まで)、第2火曜日 12:00～15:50(受付は15:00まで)

